

教育職員免許状授与に係る提出書類簡素化の概要

1. 提出書類の簡素化

(1) 教員免許状再授与申請手続きに伴う申請書類の簡素化について

過去に長崎県教育委員会から教員免許状を授与された方が、未更新（期限切れ）により失効した免許状の再授与を長崎県教育委員会に申請する場合、以下の書類を省略できるものとする。

① 授与の場合

- ア. 学力に関する証明書（単位修得証明書）
- イ. 卒業・修了証明書（修士、学士、短期大学士又は在学等の証明書など）
- ウ. 介護等体験証明書
- エ. 実務（技術）に関する証明書（教育実習の単位を勤務年数により他の教職に関する科目の単位をもって振り替えた場合）

② 検定の場合

- ア. 実務（技術）に関する証明書（様式第7号）

(2) 申請者の負担軽減及び事務の効率化のため、申請者は以下のとおり書類を簡素化できるものとする。

※以下、写しをもって代えることができるもので写しを提出する場合は、全て所属長等による「原本と相違ない旨の証明」を必要とする。

① 授与の場合

- ア. 履歴書（様式第4号）
所属等に保管する履歴書の写しをもって代えることができる。（ただし、様式第4号の内容を全て満たすことを条件とする。）
- イ. 卒業・修了証明書（修士、学士、短期大学士又は在学等の証明書など）
卒業証書等の写し又は学力に関する証明書をもって代えることができる。（ただし、学位の確認ができることを条件とする。）
- ウ. 教員資格認定試験規程に定める試験の合格証書又は合格証明書
合格証書の写しをもって代えることができる。

② 検定の場合

- ア. 履歴書（様式第4号）
 - ①アと同じ。
- イ. 身体証明書（様式第6号）
臨時的任用職員志願の際に長崎県教育委員会に提出した健康診断書を含め、1年以内に受診した健康診断結果の写しをもって代えることができる。（様式第6号の内容を全て満たすことを条件とする。）
- ウ. 所有する免許状の写し
免許状の写し等又は授与証明書の提出をもって可とする。
- エ. 卒業・修了証明書（修士、学士、短期大学士又は在学等の証明書など）
 - ①イと同じ。

2. 提出書類一覧

(1) 授与の場合

番号	必要書類
1	教育職員免許状検定願及び誓約書（様式第3号）
● 2	履歴書〈様式第4号〉
● 3	修士、学士、短期大学士であることの証明書（卒業証明書）
● 4	単位修得証明書（学力に関する証明書）
● 5	実務（技術）に関する証明書〈様式第7号〉
6	免許状の写等又は授与証明書（普通免許状又は特別免許状を有する場合）
● 7	介護等体験証明書（小学校教諭又は中学校教諭の普通免許状を受けようとする場合）
8	免許状の原本
9	基礎資格に係る免許証等の写し
10	戸籍に関する証明書

●は省略及び簡素化可能な書類

(2) 検定の場合

番号	必要書類
1	教育職員免許状検定願及び誓約書（様式第3号）
● 2	履歴書〈様式第4号〉
3	人物証明書（様式第5号）
● 4	身体証明書（様式第6号）
● 5	実務（技術）に関する証明書（様式第7号） ※臨時免許の場合、簡素化不可
6	助教諭採用見込証明書（様式第9号）
● 7	修士、学士、短期大学士であることの証明書（卒業証明書）
8	単位修得証明書（学力に関する証明書）
9	実務（技術）に関する証明書〈様式第7号〉
● 10	免許状の写等又は授与証明書（普通免許状又は特別免許状を有する場合）
11	免許状の原本
12	基礎資格に係る免許証等の写し
13	戸籍に関する証明書

●は省略及び簡素化可能な書類